

地域医療構想「パブリックコメント」の実施結果等について

地域医療構想の策定に向けて、県民からの意見等を構想に反映すべく下記により「パブリックコメント」を実施するとともに、医療法の規定に基づき市町村及び県保険者協議会に対して意見聴取した結果、下記のとおり計63項目の意見が寄せられました。

記

- (1) 実施期間 : 平成28年4月18日（月）～5月6日（金）
- (2) 意見提出 : 6団体、1個人、8市町村（計15者）より
合計63項目の意見提出（別添参照）
- (3) 意見の取扱い : 寄せられた意見等は構想策定の参考とし、意見に対する和歌山県の考え方とともに、プライバシーの保護に十分配慮したうえで県ホームページにおいて公表する予定
- (4) 構想（最終案）に反映した主な項目 : 下記欄内のとおり

- 注釈を増やすなど、記載内容を分かりやすくする配慮を願う。
【対応】「新公立病院改革推進プラン」（P45）など注釈を追加
- 「支える医療」として有床診療所の病床を活用していく旨記述されており評価するが、有床診療所は病院とは異なる5つの機能を有しており、病床ごとに様々な機能を果たしている点を明記いただきたい。
【対応】「有床診療所の病床の担う役割」（P10）を追加
- 構想中各ページにおける表現、体裁、誤字等に関するご指摘
【対応】ご指摘を踏まえて、表現等を適宜修正

- (5) 構想（最終案）に反映しなかった主な項目 : 下記欄内のとおり

- 病床が今後、減少することに関しての不安・懸念等
【対応】構想策定後に直ちに病床再編等を行うものではなく2025年までの約10年間をかけて徐々に収れんさせていくものであることを、今後も折に触れて、引き続き周知していく。
- 構想の実現に向けて、患者・県民に対する広報等をしっかり願う。
【対応】県ホームページ等において分かりやすい広報を心がけていく。
- 医療に関連する様々な取り組み等についても構想に盛り込むべき。
((例) 救急医療、精神医療、健康づくり、新専門医制度など)
【対応】次期の第七次和歌山県保健医療計画（平成30年度～）策定に向けて今後、保健医療に係る課題等を検討していくもの。

「医療計画の見直し等に関する検討会（仮称）」の設置について

1 趣旨

医療計画は、医療機能の分化・連携を推進することを通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的としている。

本検討会は、平成25年度～29年度の5か年計画で実施されている医療計画の課題等について検討を行うことにより、平成30年度からの次期医療計画をより実効性の高いものとするため、当該計画策定の基本指針等の見直しについて検討することを目的に開催するものである。

2 検討事項の例

- ・ 医療計画における地域医療構想の位置付けについて
- ・ 医療と介護の連携について
- ・ 二次医療圏、基準病床数、対象疾病・対象事業等について等

3 構成員

検討中

4 検討会の運営

より具体的に検討を行う必要があるテーマごとに、ワーキンググループを設けることとする。

5 事務局

医政局地域医療計画課において行う

6 スケジュール（案）

- ・ 平成28年春に第1回検討会を開催
- ・ 平成28年12月を目途にとりまとめ

第13回検討会資料3より抜粋

次期医療計画の改定に係る対応において整理が必要と考えられる 事項について

地域医療構想は、医療計画の一部と位置付けられており、今後、策定が進められる第7次医療計画（平成30～35年度）において、これと整合性を図ったものとすることが求められる。

第7次医療計画の検討に当たっては、次の事項について整理することが必要と考えている。

整理が必要と考えられる事項の例

ア 二次医療圏について

- ・ 5疾病5事業ごとの医療圏の設定について
- ・ 介護における圏域と二次医療圏の考え方について

イ 地域包括ケアシステムの構築に向けた介護との連携について

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療計画のあり方について
- ・ 在宅医療等の充実に向けた取組について
- ・ 介護保険事業(支援)計画との関係について

ウ 5疾病5事業について

- ・ 対象となる疾病や事業について
- ・ 各疾病・事業ごとの指標について

エ 基準病床数について

- ・ 基準病床数の考え方（算定式を含む）等について

オ 医療従事者の養成・確保について

カ 健康増進計画等他の計画との関係について